

# 横浜市 放課後キッズクラブを 利用するための 手続きについて

※この利用案内にある かっこく >の中にある文は、前の言葉の説明です。

## 1 放課後キッズクラブとは

放課後とは 学校の授業が 終わったあとの 時間です。

放課後キッズクラブは、小学生が 放課後、そのまま 学校の中で、あそぶことが できる ところです。仕事を している保護者<お父さんや お母さんなど、子どもを育て守る人>が むかえに来るまで 自分の家の かわりにいることもできます。

## 2 放課後キッズクラブが 開いている日

月曜日～土曜日

日曜日、祝日、12月29日～1月3日までは 休みます。

※月曜日～土曜日であっても しょうがない理由が あるときは お休みする 場合があります。

## 3 放課後キッズクラブが 開いている時間

開いている日	開いている時間
平日<月曜日から 金曜日まで>	授業が終わってから 19:00まで
土曜日	8:30から 19:00まで
学校が 長い お休みのとき (夏休みなど)	

※下に 書いてある日は、利用する人がいないと お休みするか はやく終わるときが あります。

- ・土曜日
- ・学校が 長い お休みのとき
- ・平日17:00から

## 4 放課後キッズクラブを 利用できる子ども

放課後キッズクラブは、小学校に 通っている 1年生から 6年生までの 子どもが 利用できます。その小学校に 通うことが 決まっている住所に 住んでいる、国立小学校<国が つくった学校>、私立小学校<学校法人が つくった学校>や 特別支援学校<障害や 病気が ある子どもを おしえる学校>の 子どもも、利用できます。

5 利用区分<利用時間や 利用するのに かかるお金の 分け方>

放課後キッズクラブは、「利用区分1」と「利用区分2」で利用できる時間や 利用料金 <利用するときにかかるお金>が 違います。どちらの 区分で 登録するのか、選んでください。利用区分は、年度<4月1日から 次の年の 3月31日>の 途中の 月初めに 変えることができます。

くわしくは、下の 表で 確認してください。

【利用区分の 表について】

	利用区分1	利用区分2
利用できる子ども	<p>下のどちらかに あてはまる子どもです。</p> <p>① 小学校に通っている1～6年生の子ども</p> <p>② 同じ小学校に 通うことが 決まっている住所に、住んでいる、国立小学校、私立小学校か、特別支援学校などの1年生～6年生の 子ども</p>	<p>左に 書いてある <b>利用区分1の 条件に、あてはまることと、留守家庭児童*</b>1であること</p> <p>※1 留守家庭児童とは 次の <b>どちらかに</b> あてはまる子どもを いいます。</p> <p>① 放課後の時間に 保護者が 仕事などで 家にいない子ども</p> <p>② 保護者が 病気や けがで、子どもの 世話をするのが 難しい家の子ども</p>
利用できる時間	<p>【平日】 授業が終わってから <b>17:00まで</b> 【土曜日と 学校が 長い休みするとき】 <b>8:30～17:00まで</b></p>	<p>【平日】 授業が終わってから <b>19:00まで</b> 【土曜日と 学校が 長い休みするとき】 <b>8:30～19:00まで</b></p>
かかるお金	<p><b>0 円</b></p> <p>・すいていれば 17:00から19:00も 利用することができます。</p> <p>・17:00から 利用するときは、1回あたり 800円のお金がかかります。</p> <p>・800円とは 別に、おやつ &lt;昼ごはん と 夜ごはんの 間に 食べるお菓子など&gt;に かかるお金を 払ってください。</p>	<p><b>5,000 円 (1か月ごと)</b></p> <p>・利用区分2は、1か月5,000 円を、必ず 払ってください。</p> <p>・おやつのお金を、利用する 日にちの分、払ってください。</p> <p>・かかるお金が やすくなる制度&lt;決まり&gt;があります。くわしくは、4ページ「利用料減免制度について」を 見てください。</p>
利用できる人の数の決まり	なし	あり
傷害見舞金 制度負担金	<p>放課後キッズクラブで、子どもが けがをして 病院に 行ったときに、お見舞いのお金がもらえる制度&lt;決まり&gt;に 入ってください。子ども ひとりあたり 500 円が 1年間で かります。くわしくは、5ページを 見てください。</p>	<p>放課後キッズクラブで、子どもが けがをして 病院に 行ったときに、お見舞いのお金がもらえる制度&lt;決まり&gt;に 入ってください。子ども ひとりあたり 500 円が 1年間で かります。くわしくは、5ページを 見てください。</p>
申し込みに必要な書類<紙> ※放課後キッズクラブに出します。	<p><b>利用申込書</b> &lt;利用するために 手続きする 紙&gt;</p>	<p><b>①利用申込書</b> ②子どもが留守家庭児童で あることが わかる 書類&lt;紙&gt; くわしくは、7ページで確認してください。</p>

6 利用するときにかかるお金

項目 <small>こうもく</small>	利用区分 1 <small>りょうくぶん</small>	利用区分 2 <small>りょうくぶん</small>
利用するお金 <small>りようする おかね</small>	<p style="text-align: center;"><b>0円</b><sup>えん</sup>※<sup>1</sup></p> ※ <sup>1</sup> 17:00から利用するときは、1回ごとに800円をはらってください。	<p style="text-align: center;"><b>5,000円</b> (1か月ごと) ※<sup>2</sup></p> ※ <sup>2</sup> 利用料減免制度<利用するお金が安くなる決まり>にあてはまる家庭は払うお金が2,500円になります。くわしくは、4ページを見てください。
傷害見舞金制度負担金 <small>しょうがいみまいきんせいどふたんきん</small>	<p style="text-align: center;">子どもひとりあたり 500円 (年度ごと)</p> <small>こ ねんど</small>	
おやつのお金 <small>おやつのおかね</small>	<p style="text-align: center;"><b>0円</b><sup>えん</sup>※<sup>3</sup></p> ※ <sup>3</sup> 17:00から利用するときは、おやつにかかったお金をはらってください。	<p style="text-align: center;"><b>かかったお金</b></p> <small>かね</small>
キッズクラブの行事(イベント)に参加するときにかかるお金 (例: 〇〇教室、〇〇イベントなど) <small>さんか</small>	<p style="text-align: center;">行事(イベント)の材料などに かかったお金</p>	

りようりょうげんめんせいど  
**【利用料減免制度について】**

りようりょうげんめんせいどは、ほうかごキッズクラブを、りようするお金がかねが やすくなる制度<決まり>のことです。利用区分2の 1か月の お金が、5,000円から 2,500円に なります。

この制度を 利用できるのは、下に書いてある家庭です。利用するときは、利用申込書と 必要な書類を 一緒に 放課後キッズクラブへ 出してください。

<p>かてい 家庭について</p>	<p>ひつよう しよるい かみ 必要な書類（紙）</p>
<p>せいかつほ ごせたい <b>生活保護世帯</b></p> <p>&lt;がんばっても 生活するお金が足りないときに、生活するための お金をもらっている家庭のことです。自分の力で生活できるまで 手伝ってもらえる家庭です。&gt;</p>	<p>せいかつほ ご 生活保護を もらっていることが わかる書類&lt;紙&gt; 下に 書いてある <u>どちらかの 書類</u>が 必要です。</p> <p>① <b>保護証明書</b>（元のもの。コピーは ダメです。） …保護証明書は、住所のある区役所の 生活支援課生活係の人に 聞いてください。 この書類を もらうために かかるお金は 0円です。</p> <p>② <b>生活保護費支給証</b>（コピー）</p>
<p>しみんぜいしよとくわりひかせいせたい <b>市民税所得割非課税世帯</b></p> <p>&lt;市民税※1や 県民税※2が 0円の家庭のことです。&gt;</p> <p>※1 市民税は、横浜市の 税金のこと          ※2 県民税は、神奈川県 の 税金のこと</p>	<p>しみんぜい けんみんぜい えん 市民税や 県民税が 0円であることが わかる書類 下に 書いてある<u>どれかの 書類</u>が 必要です。</p> <p>① <b>市民税・県民税課税(非課税)証明書</b> （元のもの。コピーはダメです。） …①の 証明書&lt;紙&gt;は、区役所で もらうことができます。 もらうために 300円を 払ってください。</p> <p>② <b>市民税・県民税税額決定・納税通知書</b>（コピー） …②の通知書は、区役所で払っているときは 区役所から 届きます。</p> <p>③ <b>給与所得等&lt;給料や ボーナスなどの お金&gt;にかかわる 市民税・県民税の 金額が わかる書類</b>（コピー） …③の書類&lt;紙&gt;は、会社が あなたの 給料から 市民税・県民税を払っているときは、会社から もらうことができます。</p>
<p>かふ とうじよ てきよう <b>寡婦控除みなし適用を したときに 市民税所得割非課税になる家庭※3</b></p> <p>※3 税金を 払っている家庭のうち、下に 書いてある①～③の <u>すべてに あてはまる家庭</u>は、市民税や 県民税が 0円の 家庭と同じ取扱いにする制度（決まり）が あります。</p> <p>① 一度も 結婚を したことがない          ② 0～19歳の 子どもがいる          ③ 収入&lt;もらったお金&gt;が 少ない</p>	<p>よこはまし かふ ふう とうじよ てきよう とうちしよ <b>横浜市寡婦(夫)控除の みなし 適用通知書</b></p> <p>…この通知書は、横浜市で もらえます。</p> <p>&lt;詳しいことは、横浜市子ども青少年局放課後児童育成課（TEL：045-671-4068）に、聞いてください。&gt;</p>

## 7 傷害見舞金制度

### <キッズクラブで事故や けがをしたときに お金がもらえる決まり>

傷害見舞金制度とは、放課後キッズクラブで けがや 事故をしたときに、お金がもらえる制度<決まり>です。利用区分1も 利用区分2も 放課後キッズクラブを利用する子どもは、年度<4月1日から 次の年の 3月31日>ごとに 500円を払ってください。放課後キッズクラブで 配っている「払込取扱票」<お金を払うための紙>を使って払ってください。払ったあとは、その控え（コピー）を利用申込書に はって キッズクラブに出してください。

(1) 傷害見舞金制度負担金<傷害見舞金制度<決まり>に入るために かかるお金>  
子ども1人あたり 500円（1年間）

(2) 傷害見舞金<もらえるお金>

内容	見舞金額 ※
通院<病院に通うこと>（1日目から）	1,500 円（1日ごと）
入院<病院にとまること>（1日目から）	3,000 円（1日ごと）
死亡<死ぬこと>	2,500,000 円
後遺障害<からだに障害が のこること>	75,000 円～2,500,000 円

※お金を いくら もらえるかは 決まっています。  
病院で 払った 全部のお金を もらうことはできません。

(3) 事故で お金を もらうことができるとき

- 放課後キッズクラブを利用しているときの 子どもの 事故
- 放課後キッズクラブと 家の間の 子どもの 事故（交通事故など）

(4) 傷害見舞金制度負担金（500円）の 払い方

放課後キッズクラブで、配っている『払込取扱票』<お金を払うための紙>で、ゆうちょ銀行か、郵便局の ATM<お金を 出したり、入れたりする機械>で、払ってください。

ゆうちょ銀行の 口座<お金を 預けたり、引き出したりするもの>を もっているときは、ATMで、電信振替<相手の 口座に お金を 送ること>ができます。

(5) そのほか

- 利用申込みのときに 書いた 個人情報<名前、性別（男か女）、生まれた日、住所のこと>は、保険会社に 知らせることが あります。
- 横浜市のなかで転校<住む場所を 変えることで、学校が 変わること>すると、転校

した<sup>がっこう</sup>学校の<sup>ほうかご</sup>放課後キッズクラブを 利用します。  
年度<sup>ねんど</sup><4月1日から<sup>がっ</sup> 次の年の<sup>にち</sup> 3月31日まで>の<sup>とちゅう</sup>途中で<sup>てんこう</sup>転校して、<sup>あた</sup>新しい<sup>ほうかご</sup>放課後  
キッズクラブを<sup>りよう</sup> 利用するときは、500円は<sup>はら</sup> 払いません。

- ・事故<sup>じこ</sup>が起きてから<sup>お</sup> 3か月が<sup>げつ</sup> 過ぎても<sup>す</sup> 保険金<sup>ほけんきん</sup><お金>を<sup>かね</sup> もらうための<sup>てがみ</sup> 手紙が<sup>とど</sup> 届かない<sup>ばあい</sup>場合は、<sup>せいしやうねんきよくほうか</sup> こども青少年局放課後児童育成課(TEL:045-671-4068)  
に<sup>き</sup> 聞いてください。

## 8 <sup>りよう</sup> 利用の<sup>もうしこ</sup> 申込みの<sup>じゅんばん</sup> 順番

<sup>ほうかご</sup> 放課後キッズクラブの<sup>りよう</sup> 利用は、<sup>した</sup> 下に<sup>か</sup> 書いてある<sup>じゅんばん</sup> 順番で<sup>りようもうしこ</sup> 利用申込みを<sup>して</sup> ください。

### (1) <sup>しょうがいみまいきんせいどふたんきん</sup> 傷害見舞金制度負担金を<sup>はら</sup> 払ってください。

<sup>ほうかご</sup> 放課後キッズクラブで、<sup>くば</sup> 配っている<sup>しょうがいみまいきんせいどふたんきん</sup> 傷害見舞金制度負担金の<sup>はらいこみとりあつかいひょう</sup> 『払込取扱票』に  
<sup>ひつよう</sup> 必要なことを<sup>か</sup> 書いてください。

<sup>しょうがいみまいきんせいどふたんきん</sup> 傷害見舞金制度負担金を、<sup>ぎんこう</sup> ゆうちよ銀行か、<sup>ゆうびんきょく</sup> 郵便局の<sup>はら</sup> ATMで、払ってください。

### (2) 「<sup>かね</sup> お金を<sup>はら</sup> 払ったことが<sup>わかる</sup> 紙」の<sup>かみ</sup> コピーを<sup>ほうかご</sup> 『放課後キッズクラブ利用申込書』 に<sup>は</sup> ってください。

<sup>かね</sup> お金を<sup>はら</sup> 払ったことが<sup>わかる</sup> 紙は、<sup>した</sup> 下に<sup>か</sup> 書いてある<sup>どちら</sup> どちらかです。

どちらも<sup>もと</sup> コピーを<sup>かみ</sup> とったときの<sup>いえ</sup> 元の紙は<sup>も</sup> 家で<sup>も</sup> もっててください。

#### ・<sup>まどぐち</sup> 窓口で<sup>かね</sup> お金を<sup>はら</sup> 払ったとき

<sup>ふりかえはらいこみせいきゅうしょけんじゆりやうしやう</sup> 『振替払込請求書兼受領証』の<sup>ほうかご</sup> コピーを『放課後キッズクラブ利用申込書』に、  
はってください。

#### ・<sup>かね</sup> ATMで<sup>はら</sup> お金を<sup>はら</sup> 払ったとき

<sup>りようめいさいひょう</sup> 『ご利用明細票』の<sup>ほうかご</sup> コピーを『放課後キッズクラブ利用申込書』に、はってください。

### (3) <sup>りようもうしこみしよ</sup> 利用申込書を<sup>か</sup> 書いて<sup>だ</sup> 出します。

- ・<sup>りようもうしこみしよ</sup> 利用申込書を<sup>か</sup> 書いたら、<sup>ほうかご</sup> 放課後キッズクラブに<sup>だ</sup> 出してください。
- ・<sup>りようくぶん</sup> 利用区分2に<sup>もう</sup> 申し込む人は、<sup>りようもうしこみしよ</sup> 利用申込書と<sup>いっしょ</sup> 一緒に<sup>つぎ</sup> 次のページに<sup>か</sup> 書いてある  
<sup>しよるい</sup> 書類<紙>を<sup>ほうかご</sup> 放課後キッズクラブに<sup>だ</sup> 出してください。
- ・あなたが、<sup>つぎ</sup> 次のページに<sup>か</sup> 書いてある<sup>りようくぶん</sup> 【利用区分2に<sup>ひつよう</sup> 必要な<sup>しょうめいしよ</sup> 証明書<紙>】を  
<sup>だ</sup> 出さないと、<sup>りようくぶん</sup> 利用区分1の<sup>りよう</sup> 利用になります。
- ・<sup>りようもうしこみしよ</sup> 利用申込書に<sup>わから</sup> わからないことが<sup>あ</sup> あったときや、<sup>りようくぶん</sup> 利用区分2の<sup>りよう</sup> 利用ができないと  
きは、<sup>ほうかご</sup> 放課後キッズクラブから<sup>れんらく</sup> あなたへ<sup>れんらく</sup> 連絡が<sup>あ</sup> あります。
- ・<sup>れんらく</sup> 連絡がないときは、<sup>りようもうしこみしよ</sup> 利用申込書に<sup>か</sup> 書いた日から<sup>りよう</sup> 利用できます。

【利用区分2に 必要な 証明書<紙>】

あなたの状況で 出す証明書<紙>が 違います。下の表で 確認してください。

保護者（あなた）の状況について	証明書
<p>会社員・公務員</p>	
<p>勤務予定者                      &lt;今は はたらいてないが、次の仕事が決まっている人&gt;</p>	<p>就労（予定）証明書</p>
<p>産休中                      &lt;赤ちゃんを産むために 仕事を やすんでいる人&gt;</p>	<p>&lt;はたらいていることが わかる書類（紙）か、これからは たらくことが わかる書類（紙）。会社で 書いて もらっ てください。&gt;</p>
<p>育休中                      &lt;赤ちゃんを育てるために 仕事を やすんでいる人&gt;</p>	
<p>自営業                      &lt;会社員や 公務員ではない、自分で 仕事を している人&gt;</p>	<p>自営業従事者等申告書                      &lt;自営業を していることを あなたが 書いて 放課後 キッズクラブに しらせる紙&gt;</p>
<p>病気の人や 看護・介護中の人                      &lt;病気に なった人や 年をとった人の 生活を 助ける人&gt;</p>	<p>下に書いてある①と②を出してください。                      ① 病気・障害等申告書                      &lt;病気や 障害が あることを あなたが書いて 放課後 キッズクラブに しらせる紙&gt;                      ② 診断書 &lt;お医者さんが あなたに だす書類（紙）&gt;</p>
<p>障害のある人</p>	<p>下に書いてある①と②を出してください。                      ① 病気・障害等申告書                      &lt;病気や 障害が あることを あなたが 書いて 放課後キッズクラブに しらせる紙&gt;                      ② 身体障害者手帳 &lt;身体障害者が もらう手帳（コピー）か、障害がわかる書類を 出してください。&gt;</p>
<p>求職中の人                      &lt;仕事を さがしている人&gt;</p>	<p>求職活動申告書                      &lt;仕事を さがしていること あなたが 書いて 放課後 キッズクラブに しらせる紙&gt;</p>
<p>在学中の人&lt;学校に 通っている人&gt;                      ※中学生や高校生はダメです。</p>	<p>学生証のコピー か、在学証明書                      &lt;学生であることが わかる書類&gt;</p>
<p>地震や火事、雨風の災害&lt;台風や 大雨で 困ったことが おきること&gt;で、こわれた家を なおしている人</p>	<p>罹災証明書&lt;災害で家が こわれたことが わかる書類&gt;                      …地震で、家が こわれた人は、区役所で もらえます。                      …火事や 雨風の災害で、家がこわれた人は、消防署でもらえます。</p>

- (4) **新1年生<新しい年度に1年生になる子ども>が利用をはじめの日について**  
新1年生が利用をはじめの日は、利用区分で、違います。

<利用区分1>

放課後キッズクラブが、利用できる日を 決めます。

その日よりも 前に 利用することは できません。ただし、しょうがない理由があり  
17:00から 19:00まで 利用したいときは、利用料金（1回ごとに800円）  
と、おやつに かけたお金を払えば、4月1日から 利用できます。

<利用区分2>

4月1日から 利用できます。

- ◆新1年生については、下に 書いてあることを 守ってください。

- ① 利用するときは、保護者<お父さんや お母さんなど、子どもを育て守る人>が 子  
どもと一緒に きてください。子どもが 帰るときは むかえにきてください。
- ② 利用する日よりも 前に、必ず 傷害見舞金制度のお金を 払ってください。
- ③ 利用する日よりも 前に、放課後キッズクラブの 職員<スタッフ>が あなたと  
面談<会って 話をすること>します。面談では、あなたの 子どもを預かるため  
に職員が気をつけることなどを あなたへ 聞きます。  
(例) 病気はあるか、家出のようす など

このほか、お迎えの時間など、放課後キッズクラブごとに 利用のルールが  
決まっています。利用するときは、必ずルールを 守ってください。

はっこう  
発行

ねん がつ  
2020年3月

よこはまし  
横浜市こども青少年局放課後児童育成課